

みやぎ県北広域汚泥肥料化事業

基本契約書(案)

令和8年6月

宮 城 県

目 次

第1条	(総則)	1
第2条	(定義)	1
第3条	(権利義務の譲渡の禁止)	2
第4条	(事業の概要等)	2
第5条	(共同企業体の結成)	3
第6条	(特別目的会社の設立及び運営)	3
第7条	(特別目的会社の株式の譲渡等)	3
第8条	(特別目的会社への支援)	4
第9条	(事業契約の締結)	4
第10条	(任意事業)	6
第11条	(後継企業の確保)	6
第12条	(計算書類等の提出等)	6
第13条	(損害賠償)	6
第14条	(契約の不成立)	7
第15条	(契約の終了)	7
第16条	(県の催告による解除権)	7
第17条	(県の催告によらない解除権)	8
第18条	(事業者の催告による解除権)	8
第19条	(解除に伴う措置)	8
第20条	(秘密保持)	8
第21条	(誠実協議)	9
別紙1	事業概要	11
別紙2	リスク分担表	12
別紙3	誓約書	14

基本契約書（案）

宮城県企業局（以下「県」という。）と、_____¹（以下「事業者」という。）²は、みやぎ県北広域汚泥肥料化事業（以下「本事業」という。）に関して、以下のとおり基本契約を締結する。

（総則）

第1条 この契約は、県と事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 事業者が複数の企業である場合、県は、この契約に基づくすべての行為をその代表企業にのみ行うことで、すべての事業者に対して行ったものとみなす。また、この契約に別段の定めがある場合を除き、代表企業以外の事業者は、代表企業を通じてこの契約に基づくすべての行為を行わなければならない。

3 県及び事業者は、この契約に関して生じた当事者間の紛争について、仙台地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

4 事業契約書、要求水準書等、技術資料（いずれも次条に定義する。）の間に矛盾又は齟齬がある場合は、工事請負契約書及び維持管理契約書、基本契約書、要求水準書等、技術資料の順にその解釈が優先するものとする。ただし、技術資料が要求水準書等に示された要求水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、技術資料が要求水準書等に優先するものとする。

（定義）

第2条 この契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

なお、この契約において定義されていない用語については、別途明確に定義されている場合又は文脈上別意に解すべき場合でない限り、要求水準書等（要求水準書、入札説明書等、入札説明書等に基づき提出された質問に対して発注者が公表した回答及び入札説明書等に基づき実施された技術的対話について発注者が公表した回答等をいう。以下同じ。）に定義された意味を有する。

（1）工事請負事業者とは、事業者のうち、本施設の工事請負契約の受注者となる者をいう。

（2）工事請負契約とは、本施設の設計及び工事を工事請負事業者の責任において適切に実施する契約をいう。

¹ 事業者が複数の企業の場合、次のとおり記載する。

_____を代表企業とする_____、_____、_____

² 事業者が特別目的会社を設立する場合、次のとおり記載する。

（特別目的会社が設立された時点以降は、特別目的会社を含み、以下「事業者」という。なお、特別目的会社以外の事業者は、特別目的会社をして、この契約における事業者の義務を遵守させるものとする。）

- (3)維持管理事業者とは、事業者のうち、本施設の維持管理契約の受注者となる者をいう。
- (4)維持管理契約とは、本施設の維持管理と運営を維持管理事業者の責任において適切に実施し、製造された肥料を買取ることに関する契約をいう。
- (5)事業契約とは、この契約、工事請負契約、維持管理契約を個別に又は総称していう。
- (6)代表企業とは、事業者が複数の企業の場合に、それらを代表する役割を果たす企業をいう。

なお、代表企業は、すべての事業契約に受注者として関与するものとする。ただし、事業者が工事請負契約又は維持管理契約を受注するに当たり共同企業体を結成する場合、代表企業は当該共同企業体の代表者となることを要しない。また、次号に定める特別目的会社が事業契約を受注する場合にあっては、第7条の定めに従うものとする。

- (7)特別目的会社とは、会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）の規定に基づき本事業の遂行を目的として設立する特別目的会社をいう。
- (8)入札説明書等とは、本事業の入札公告の際に県が公表した書類一式（要求水準書を除く。）をいう。
- (9)要求水準書とは、県が本事業の入札において公表したみやぎ県北広域汚泥肥料化事業要求水準書をいう。
- (10)技術資料とは、事業者が本事業の入札に関連して県に提出した本事業に係る技術資料一式及び当該資料の説明又は補足として事業者が基本契約の締結日までに県に提出した一切の文書をいう。ただし、要求水準書に定める改善計画を受けて修正を行った場合は当該修正版を含むものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第3条 事業者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保権の設定その他の処分をしてはならない。ただし、工事請負契約及び維持管理契約に係る権利又は義務についてはそれぞれの契約書に従うほか、あらかじめ、発注者の承諾を受けた場合はこの限りでない。

2 前項の定めにかかわらず、第11条第2項の規定により後継企業に本事業に関連する契約上の地位を承継させる場合、県はこれに合理的な協力を行うものとする。

（事業の概要等）

第4条 本事業の概要及び期間は、別紙1のとおりとする。

2 事業者が行う業務は、各事業契約書に定めるものとする。事業者が複数の企業の場合、各事業者は、それぞれ自らが遂行すべき業務を遂行するものとする。

3 本施設における受入れ対象物の概要は、要求水準書等に記載のとおりとする。

4 事業者は、日本国の法令を遵守し、監督官庁との協議がある場合には自らの費用と責任においてこれを行い、事業契約を履行しなければならない。

5 県及び事業者の本事業の遂行に係るリスク分担については、別紙2記載のとおりとし、事業契約に定めのない事項に関するリスク分担を検討する場合には、別紙2の記載内容に基づき県

と事業者の間の協議により解決するものとする。ただし、別紙2記載内容と事業契約の規定が矛盾又は抵触する場合は、事業契約の規定を優先するものとする。

(共同企業体の結成)

第5条 事業者が複数の企業の場合であつて、かつ工事請負契約又は維持管理契約の受注に当たって次条に定める特別目的会社を設立しない場合、当該工事請負契約又は維持管理契約に係る共同企業体を結成するものとする。

2 事業者は、共同企業体の結成及び運営に関し、共同企業体協定書を締結の上、当該工事請負契約又は維持管理契約の締結日までに、その原本証明付写しを県に提出するものとし、共同企業体協定書に変更があったときは、その都度遅滞なく、変更後の共同企業体協定書の原本証明付写しその他変更内容を証する書面を県に提出するものとする。

(特別目的会社の設立及び運営)

第6条 事業者が、工事請負契約又は維持管理契約の受注に当たって特別目的会社を設立する場合、特別目的会社に出資する事業者（以下「出資構成企業」という。）は、令和9年3月26日までに次の各号に掲げる条件を満たす特別目的会社を設立するものとする。出資構成企業は、設立後速やかに、別紙3の誓約書を提出しなければならない。

- (1)特別目的会社は会社法上の株式会社であるところの取締役会設置会社、監査役設置会社、会計監査人設置会社とすること。
- (2)特別目的会社の本店所在地を宮城県内とすること。
- (3)特別目的会社の株式は譲渡制限株式の1種類とし、特別目的会社の定款に会社法第107条第2項第1号所定の定めを規定すること。
- (4)事業者以外の者が特別目的会社に出資していないこと。
- (5)出資構成企業が複数の場合、代表企業を特別目的会社の唯一である最大の出資者とする。
- (6)特別目的会社が受注する業務を実施するために必要かつ十分な人員を確保すること。

2 出資構成企業及び特別目的会社は、特別目的会社設立後、前項各号に掲げる条件を本事業が終了するまで遵守しなければならない。ただし、株主の構成及び出資額を変更しようとするときは、次条の定めに従うものとする。

3 代表企業又は特別目的会社は、特別目的会社に関する次の各号に掲げる書類の原本証明付き写しを当該各号に規定する時期に提出するとともに、県からの要望に従い必要な説明を行うものとする。

- (1)商業登記履歴事項全部証明書については、特別目的会社設立後又は登記事項変更後速やかに提出するものとする。
- (2)定款については、特別目的会社設立後又は定款変更後速やかに提出するものとする。

(特別目的会社の株式の譲渡等)

第7条 出資構成企業（この契約締結後に、本条ただし書の承諾に基づき資本参加した者を含む。以下同じ。）は、この契約の終了に至るまで、次の各号所定の行為を行うことはできない。ただし、事前にその旨を県に対して書面により通知し、その承諾を得た場合は、この限りではない。この場合において県に対して行う通知には、当該行為の内容、当該行為の相手方、新しく株主になる者の住所及び氏名又は商号並びに当該行為後の特別目的会社の議決権比率その他県又は出資構成企業が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 第三者（設立時の他の株主を含む。）に対する特別目的会社の株式の譲渡、担保権設定又はその他の処分。
- (2) 出資構成企業以外の第三者に対する新株又は新株予約権の発行その他の方法による特別目的会社への資本参加の決定。
- (3) 事業期間中の出資比率又は議決権比率の変更を伴うような株式譲渡又は新株若しくは新株予約権の発行その他の方法による増資。

2 出資構成企業は、前項の定めるところに従って県の承諾を得て前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該行為に係る契約書その他県が必要とする書面の写しを、当該第三者（第三者が当該行為に関係する場合に限る。）を含めた出資構成企業が作成した別紙3の誓約書を添えて、締結後速やかに県に対して提出するものとする。

（特別目的会社への支援）

第8条 出資構成企業は、特別目的会社が債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合には、出資構成企業の全部若しくは一部が連帯して、又は出資構成企業のうちいずれかの者が単独で、特別目的会社を倒産させず、特別目的会社が事業契約上の債務を履行できるよう、特別目的会社への追加出資、劣後融資その他県が適切と認める支援措置を講じるものとする。この場合、県は、合理的に必要と認める内容及び規模の支援措置を選択の上、当該選択に係る支援措置を講じることを出資構成企業に対して請求することができるものとし、当該請求後10日以内に、出資構成企業は、協議の上、当該支援措置に対応する出資構成企業及び対応方法を決定し、県に書面で通知の上、これを実行するものとする。

（事業契約の締結）

第9条 事業者は、県との間において、次の各号に定める契約を締結する。

- (1) 工事請負事業者は、この契約締結後速やかに、県との間で工事請負契約を締結する。ただし、特別目的会社を設立する場合は、特別目的会社設立後速やかに県との間で工事請負契約を締結するものとする。また、特別目的会社設立の有無を問わず、令和9年3月26日を経過した日以降となつてはならない。
- (2) 維持管理事業者は、この契約締結後速やかに、県との間で維持管理契約を締結する。ただし、特別目的会社を設立する場合は、特別目的会社設立後速やかに県との間で維持管理契約を締結するものとする。また、特別目的会社設立の有無を問わず、令和9年3月26日を経過した日以降となつてはならない。

2 前項の定めにかかわらず、事業契約の締結前に、事業者の全部又は一部が次の各号所定のいずれか（第1号から第5号までを総称して「デフォルト事由」という。以下同じ。）に該当するとき、又は入札説明書に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていないか若しくは満たさなくなったとき、県は事業契約を締結しないことができるものとする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は独禁法第62条第1項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を受け、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条に規定する出訴期間内に、当該排除措置命令等について同法第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）を提起しなかったとき。

(2) 排除措置命令等を受け、行政事件訴訟法第8条第1項の規定により提起した抗告訴訟に係る判決（当該排除措置命令等の全部を取り消すものを除く。）が確定したとき。

(3) 前2号の規定に該当しない場合であって、独禁法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独禁法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(4) 事業者（事業者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条による刑が確定したとき。

(5) 事業者のいずれかが次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 事業者の全部又は一部について、いずれかの事業契約締結前に破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社法に基づく特別清算開始の申立てその他これらに類する事情により、事業契約で予定している義務の履行ができないと県が認めるとき。

(任意事業)

第10条 事業者は、本事業期間中、要求水準書等及び技術資料に従い、任意事業を実施することができる。

(後継企業の確保)

第11条 事業者の全部又は一部の倒産等の事由により、事業契約が履行期間満了前に終了し又はその義務を履行できないおそれがあると県が合理的に認めた場合、又は事業者からその事由を問わず、いずれかの事業契約の解除の申し出があった場合、県は、事業者（事業者が複数の企業の場合は代表企業）に対して、その後継企業を探すよう要請することができる。

2 前項の要請を受けた事業者は、県が合理的に満足する後継企業を最大限の努力をもって探すこととし、県が承諾をした場合（ただし、県は承諾の義務を負わない。）には、当該後継企業をして本事業に関連する契約上の地位を承継させるよう最大限の努力をするものとする。

(計算書類等の提出等)

第12条 事業者は、自らに関する会社法第435条の規定に基づく、要請のあった事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（以下「計算書類等」という。）の写しを、県の求めに応じて提出しなければならない。

なお、事業者が監査法人又は公認会計士による監査を受けている場合は、監査法人又は公認会計士が監査を行った計算書類等を県に提出するものとする。また、事業者が複数の企業の場合、代表企業が自ら又はその他の事業者の計算書類等を取りまとめて提出するものとする。

2 前項のほか、事業者が特別目的会社を設立する場合における特別目的会社について、前項中「事業者は、自らに関する」とあるのは「代表企業又は特別目的会社は、特別目的会社に関する」と、「県の求めに応じて」とあるのは「確定後1か月以内に」と読み替えて、この規定を準用する。

(損害賠償)

第13条 県又は事業者がこの契約のいずれかの規定に違反し、これにより相手方が損害を被った場合、その損害の一切を賠償しなければならない。ただし、工事請負契約及び維持管理契約に係る損害については、各契約書の定めに従うものとする。また、相手方に請求できる損害賠償の範囲には、不可抗力により生じた損害、損害賠償の請求を行おうとする者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

2 前項に基づく損害賠償請求権は、基本契約が終了した場合又は解除された場合であっても消滅しない。

3 事業者が複数の企業の場合、事業者のいずれかの企業の県に対する本事業に関連する賠償義務（以下「主債務」といい、かかる主債務を負担する企業を「主債務者」という。）については、他の企業も連帯して責任を負うものとし、県は、事業者の全部に対して、県が被った損害の範囲内において、その全額について賠償請求できるものとする（以下「連帯保証債務」という。）。

- 4 連帯保証債務は、主債務に係る担保又は他の保証により変更されず影響も受けないものとする。いずれの企業も、県がその都合によって担保又は他の保証を変更若しくは解除しても、前項に定める連帯責任の免責を主張してはならない。
- 5 いずれの企業も、主債務者の県に対する債権をもって、連帯保証債務に係る県の債権と相殺してはならない。
- 6 いずれの企業も、連帯保証債務の履行により県の主債務者に対する権利につき代位した場合であっても、主債務の履行が完了するまで、代位した権利を行使してはならない。いずれの企業も、県から請求を受けた場合、代位による権利又は順位を県に無償で譲渡するものとする。また、いずれの企業も、連帯保証債務の履行により主債務者に対して求償権を取得した場合であっても、主債務の履行が完了するまで、当該求償権を行使してはならない。ただし、県が事前の書面による承諾をした場合には、この限りでない。
- 7 いずれの企業も、連帯保証債務の内容は、主債務の内容の変更に従って、当然に変更されるものとすることを認識しかつ了解しており、これに如何なる異議も述べない。

(契約の不成立)

第 14 条 事由の如何を問わず、事業契約の全部又は一部が締結に至らなかった場合、この契約に別段の定めがない限り、当該契約の当事者となるべき者が当該契約の締結又は履行の準備に関して支出した費用は各自の負担とする。

(契約の終了)

第 15 条 この契約の有効期間は、この契約が締結された日から次の各号に掲げる終了事由が生じた日までとする。

- (1) 工事請負契約、維持管理契約が締結に至らなかった場合。
- (2) 締結している工事請負契約、維持管理契約のいずれかが解除その他の理由で終了した場合（ただし、工事請負契約がその目的を達成し、履行期間満了前に終了する場合を除く）。
- (3) 維持管理契約が履行期間満了により終了した場合。

2 前項第 2 号の規定は、第 11 条に基づき、後継企業が本事業の契約上の地位を引き継ぐ場合は適用せず、この契約を維持したまま、後継企業との間で新たに工事請負契約又は維持管理契約を締結するものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、この契約が終了した後も、第 1 条第 3 項、第 13 条及び第 20 条の規定は有効に存続するものとする。

(県の催告による解除権)

第 16 条 県は、事業者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(県の催告によらない解除権)

第 17 条 県は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 事業者の全部又は一部がデフォルト事由に該当するとき。
- (2) 事業者の全部又は一部が入札説明書に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていないか、又は満たさなくなったとき。ただし、事業者の全部又は一部が参加資格要件を満たしていないか、又は満たさなくなったときにおいて、県が指定する期間内に、参加資格要件を満たすと県が承諾する後継企業に対して、参加資格要件を満たさない事業者の本事業に関連する契約上の地位を継承させた場合を除く。
- (3) 第 3 条及び第 7 条の規定に違反したとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に、この契約によって生ずる権利又は義務を譲渡し、若しくは承継させ、又は担保権の設定その他の処分をした場合。

(事業者の催告による解除権)

第 18 条 事業者は、県がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(解除に伴う措置)

第 19 条 第 16 条及び第 17 条の定めるところに従って、この契約を解除したときは、当該解除により事業者に損害が生じても、県はその責を負わないものとする。

2 この契約が、工事請負契約又は維持管理契約の履行が完了する前に解除された場合の違約金その他の取扱いは、それぞれの契約書の定めに従うものとする。

(秘密保持)

第 20 条 県及び事業者は、本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報及び事業者が本事業に関して知り得た秘密情報（以下、個別又は総称して「秘密情報」という。）を秘密として保持するとともに、秘密情報につき責任をもって管理し、この契約の履行又は本事業の遂行以外の目的で、かかる秘密情報を使用してはならず、事業契約書に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合及び県又は事業者が宮城県情報公開条例（平成 11 年宮城県条例第 10 号）その他の法令に基づき開示する場合は、この限りではない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

- (1) 開示される以前に公知であったもの
- (2) 開示された後に、県又は事業者の責めによらずに公知になったもの
- (3) 開示される以前から県又は事業者が保有していたもの

- (4) 県又は事業者が正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負わずに知得したもの
- (5) 県又は事業者が、相手方から開示された秘密情報によることなく、独自に開発したもの

3 第1項の定めにかかわらず、県及び事業者は、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士及び国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 県が秘密保持契約を締結した県のアドバイザーに開示する場合
- (5) 事業者又は特別目的会社の間で開示する場合
- (6) 県が、維持管理契約の終了後、本施設の維持管理業務を維持管理事業者以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示する場合、本事業に関連する工事の受注者に対して開示する場合又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

4 事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関するすべての関係諸法令及び基本契約の規定を遵守するものとし、工事請負契約又は維持管理契約に別段の定めがある場合には、当該定めに従うものとする。

（誠実協議）

第21条 この条項に定めるもののほか、事業者は、関係法令の定めるところに従うものとし、この契約に定めのない事項について必要が生じた場合、又はこの契約に関し疑義が生じた場合は、その都度、県及び事業者が誠実に協議して定めるものとする。

以上の証として、この契約書を当事者数分作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(県) 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
宮城県公営企業管理者

(事業者：代表企業)

[所在地]

[社名]

[役職 代表者氏名]

(事業者)

[所在地]

[社名]

[役職 代表者氏名]

(事業者)

[所在地]

[社名]

[役職 代表者氏名]

別紙 1 事業概要

第 1 事業の概要

(1)事業名称 みやぎ県北広域汚泥肥料化事業

(2)実施場所 宮城県登米市石越町東郷字六反新田 14-2 石越浄化センター内

(3)本事業に係る契約の対象

ア 工事請負契約

下水汚泥肥料化施設の設計及び建設工事

イ 維持管理契約

下水汚泥肥料化施設の維持管理、運営及び肥料の買取

(4)業務内容の概要

本事業は、宮城県東部下水道事務所が管理する北上川下流・北上川下流東部・迫川流域下水道施設、及び県北 6 市町の公共下水道施設から発生する下水汚泥の肥料利用を効率的に実施し、汚泥処分費の削減による下水道経営の改善を図るとともに、環境負荷の軽減、農業者の肥料に係る負担軽減、汚泥処理の安定化のため、迫川流域下水道石越浄化センターにおいて下水汚泥肥料化施設を整備・運営する。

本施設の整備・運営に当たっては、民間事業者のノウハウを活用した官民連携手法を採用し、これにより、事業者が、設計・工事から維持管理、生成物の肥料利用を一体的、かつ長期的に実施することで創意工夫が発揮され、汚泥の肥料利用の拡大及び公共サービスの水準の向上等を図る。

第 2 事業期間

(1)工事請負契約

契約締結の日の翌日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(2)維持管理契約

令和 12 年 4 月 1 日から令和 32 年 3 月 31 日まで (20 年間)

以上

別紙2 リスク分担表

○：主負担、△：従負担

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	県	事業者
共通	制度変更リスク	法令等の変更	1	本事業に係る関係法令や許認可の変更等により発生する追加費用	○	
			2	本事業のみならず広く一般に適用される法令変更により発生する追加費用		○
		税制変更	3	消費税及び地方消費税の変更、本事業に直接関係する新税の成立及び税制変更	○	
			4	法人の利益に課される税の変更、その他上記以外の新税の成立及び税制変更		○
		許認可	5	県が取得すべき許認可手続き等の不備による事業の遅延	○	
			6	事業者が取得すべき許認可手続き等の不備による事業の遅延		○
		住民対応	7	施設設置そのものに対する住民からの意見や地方議会への対応及び法的紛争	○	△
			8	事業者が実施する業務に関する住民対応や法的紛争	△	○
		周辺環境への影響	9	施設へ脱水汚泥を搬入するまでの運搬過程における環境対策（臭気、騒音、振動その他周辺への環境悪化）	○	
			10	事業者が実施する業務に関する環境対策（臭気、騒音、振動その他周辺への環境悪化）		○
	社会リスク	第三者への賠償	11	県の帰責事由により第三者に与えた損害	○	
			12	事業者の帰責事由により第三者に与えた損害		○
	経済リスク	物価変動	13	工事請負契約期間中の物価変動	△※1	△※1
			14	維持管理契約期間中の物価変動（肥料販売価格を除く）	△※1	△※1
			15	維持管理契約期間中の物価変動（肥料の販売価格の変動）		○
		金利変動	16	工事期間中の金利変動		○
			17	維持管理期間中の金利変動		○
	債務不履行リスク	事業の中止・延期	18	県の帰責事由による事業中止、遅延、債務不履行の場合	○	
			19	事業者の帰責事由による事業放棄、破綻、遅延、債務不履行の場合		○
	20	不可抗力により生じる追加費用及び損害	○※1	△※1		
	その他リスク		21	県の帰責事由による計画変更、計画遅延による費用の増加	○	
			22	事業者の帰責事由による計画変更、計画遅延による費用の増加		○
			23	その他県の帰責事由により、新たな対策、措置が必要となった場合の費用及び損害	○	
工事請負契約	設計リスク	測量・調査等	24	県が実施した測量・地質調査等の不備	○	
			25	事業者が実施した測量・地質調査等の不備		○
			26	調査時に県が与条件として提示していなかった埋設物の撤去や、汚染対策等が必要となった場合の追加費用	○	
		設計	27	県が提示した与条件の不備	○	
			28	県の指示により、要求水準書等及び技術資料を超える設計変更が発生した場合の費用増加	○	
		設計図書の承認手続き	29	事業者の設計変更による費用増加		○
	30		県の帰責事由により、県による設計図書の承認を得られないときの修補、及びその費用	○		
	建設リスク	工事着手の遅延	31	事業者の帰責事由により、県による設計図書の承認を得られないときの修補、及びその費用		○
			32	県の帰責事由により建設着工が遅延した際の追加費用	○	
		工事完了の遅延	33	事業者の帰責事由により建設着工が遅延した際の追加費用		○
			34	県の帰責事由により工事請負契約書の期日までに完工しない場合の追加費用	○	
		工事費の増加	35	事業者の帰責事由により工事請負契約書の期日までに完工しない場合の追加費用		○
			36	県の帰責事由による工事費の増加	○	
		第三者からの損害	37	事業者の帰責事由による工事費の増加		○
38			県が与条件として提示していなかった埋設物の撤去や、汚染対策等が必要となった場合の追加費用	○		
完成検査	39	建設に使用する資機材や引渡しの工事目的物に対して第三者から与えられた損害		○		
	40	工事目的物を最小限度破壊して完成検査を行う場合の検査費用及び復旧費用		○		
	41	完成検査に合格しないときの修補及びその費用		○		
42	契約不適合責任	工事請負契約書に定められた期間内に、工事目的物が契約内容に適合しないことが判明した場合の履行の追完、損害賠償、代金の減額等		○		
維持管理、運営リスク	施設の契約不適合	43	工事目的物が契約不適合に該当する場合の維持管理、運営におけるリスク（履行の追完に伴う施設機能の停止期間中の損害を含む）		○	
		44	工事目的物の引き渡し後、県が別途実施した改築更新工事が契約不適合に該当する場合の維持管理、運営におけるリスク（履行の追完に伴う施設機能の停止期間中の損害を含む）	○		
	45	工事完了の遅延による履行期間の短縮	工事完了の遅延により、維持管理業務の履行期間が短縮された場合の業務委託料の減額		○	

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	県	事業者
維持管理契約	維持管理、運営リスク	性能未達	46 県の帰責事由により施設の運転管理が要求水準書等に定める水準等を満たさない場合	○	
			47 事業者の帰責事由により施設の運転管理が要求水準書等に定める水準等を満たさない場合		○
	施設の修繕		48 県の帰責事由により施設の修繕が必要となった場合の修繕費用	○	
			49 事業者の帰責事由により施設の修繕が必要となった場合の修繕費用		○
			50 経年劣化により修繕が必要となった場合における、改築更新計画の更新予定期間内の設備の修繕費用		○
			51 経年劣化により修繕が必要となった場合における、改築更新計画の更新予定時期を超過した設備の修繕費用	○	
			52 県の指示や業務内容の変更による事業者の費用増加	○	
	費用増加		53 事業者に起因する費用増加		○
			54 事業者が自ら調達した資材、消耗品、備品に対して第三者から与えられた損害		○
	第三者からの損害		55 県が所有する建物及び設備等に対して第三者から与えられた損害	○	△※2
			56 施設に搬入される脱水汚泥の性状の変動による費用の増加及び損害 (契約書に定める重金属含有量規制値を逸脱する場合、及び処理不可能物の混入を除く)		○
	脱水汚泥の性状		57 契約書に定める重金属含有量規制値の逸脱、及び処理不可能物の混入による事業者の費用の増加及び損害	○	
			58 施設に搬入される脱水汚泥の量が要求水準書に示す年次発生汚泥量から一定以上増加した場合の業務委託料の増加	○	
	脱水汚泥の搬入量		59 施設に搬入される脱水汚泥の量が要求水準書に示す年次発生汚泥量から一定以上減少した場合の業務委託料の減少		○
			60 県の帰責事由(県の実施する本施設又は隣接施設の工事との調整等により稼働停止となった場合を含む)により施設の稼働を停止した場合の費用の増加及び損害(脱水汚泥の代替処分費用を含む)	○	
	施設の稼働停止、脱水汚泥の受入不能		61 事業者の帰責事由により施設の稼働を停止した場合の費用の増加及び損害(脱水汚泥の代替処分費用を含む)		○
			62 肥料の流通販売		○
	肥料の需要変動		63 肥料需要の低下による収入の減少及び損害		○
	肥料の販売停止		64 契約書に定める販売停止措置により県が事業者への肥料の売渡しを停止したことによる収入の減少及び損害		○
	規格外肥料の処分		65 県の帰責事由により契約に定める水準を満たさない肥料が製造された場合の処分費用	○	
			66 県の帰責事由又は不可抗力によらない事由により、契約に定める水準を満たさない肥料が製造された場合の処分費用		○
	終了手続き	業務の引継ぎ等	67 事業終了時の業務の引継ぎ等の手続きに要する費用負担		○
			68 県の帰責事由による事業終了時の業務の引継ぎ等の手続きに要する費用負担の増加	○	

※1 一定水準までは事業者の負担とし、当該水準を超過した場合に、契約書条項に基づく変更に係る検討を行う。

※2 善良な管理者の注意義務の範囲で責任を負う。

別紙3 誓約書

宮城県公営企業管理者 殿

誓約書

みやぎ県北広域汚泥肥料化事業（以下「本事業」という。）について、宮城県企業局（以下「県」という。）から●●●業務³を受注する_____（以下「特別目的会社」という。）に関し、特別目的会社の株主である____、____及び____（以下「出資構成企業」という。）は、本日付けをもって、県に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ表明及び保証します。

記

- 1 特別目的会社が、令和●年●月●日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本誓約書提出日現在、有効に存在すること。
- 2 特別目的会社の本日現在における発行済株式総数は●株であり、その内訳は以下の表のとおりであること。

商号又は名称	出資額（円）	引き受ける株式の総数	議決権保有割合
_____（代表企業）	●●●	●●●	●●●
_____	●●●	●●●	●●●
_____	●●●	●●●	●●●
合計	●●●	●●●	●●●

- 3 代表企業は、特別目的会社の唯一である最大の出資者であり、かかる状態を特別目的会社の設立時から本事業の終了までを通じて維持すること。
- 4 出資構成企業は、本事業の終了までの間、特別目的会社の株式又は出資を維持し、県の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併、会社分割等による包括承継を含む。）を行わないこと。また、出資構成企業の一部の者に対して出資構成企業が保有する特別目的会社の株式又は出資の全部又は一部を譲渡する場合においても、県の事前の書面による承諾を得て行うこと。

³ 受注する事業契約に応じて「工事請負契約」、「維持管理契約」、「工事請負契約及び維持管理契約」と記載する。

【基本契約第7条第2項に該当する場合のみ】

- 5 _____（以下「新出資構成企業」という。）は、基本契約の内容を十分に理解しており、基本契約中の「事業者」及び「出資構成企業」として取り扱われること。
- 6 新出資構成企業は、基本契約における「事業者」及び「出資構成企業」の義務を負担し、同義務を基本契約に従って遂行しなければならないこと。

令和____年____月____日

(代表企業)

[所在地]

[氏名又は名称]

[代表者]

(出資構成企業)

[所在地]

[氏名又は名称]

[代表者]

(出資構成企業)

[所在地]

[氏名又は名称]

[代表者]